

じんけん

啓発紙

2024年

通巻82号

令和6年度 第1回人権講演会 「正しく怖がるインターネット ～事例に学ぶ情報リテラシー～」

講師 小木曾 健 氏（国際大学 GLOCOM 客員研究員）



小木曾 健 氏

(7/18～7/31 アーカイブ配信)

第2回人権講演会は
令和7年1月を予定しています。
(アーカイブ配信)

ネットに情報をあげたら、削除するのが困難になり、全世界に見せつけていることになる。

東日本大震災では、ネットの情報拡散により多くの人々の救助につながった。こうした良い事例もあるが、リスクもある。コンビニの店員による不適切映像がネットで炎上し、お店は閉店となった。これを発端に真似する人が相次いだ。しかし、100万人超に拡散されれば1人くらいは投稿者を知っている人がおり、短時間で個人が特定されている。

また、些細と考える情報であっても、ネットにあげることで個人を特定できる場合がある。「私の投稿は友達限定で公開しているから大丈夫」「騒ぎになったら、すぐに消すから大丈夫」という人がいるが、どちらも間違いである。今のふるまいが5年後、10年後の自分を、進学、就職、結婚等の大事な場面で、苦しめることもある。

どうすればインターネットで失敗しないか。それは、**自宅の玄関ドアに貼れないような情報は絶対にネットに載せないこと**。インターネットは全て「玄関の外側」である。迷ったときはこのことを思い出してほしい。正しく怖がって、安全で楽しく、人生に役立つ使い方をしてほしい。

も く じ


- P 2 第14期静岡県人権会議委員の紹介
- P 3 令和6年4月1日から事業者にも「合理的配慮の提供」が義務化されました
- P 4 「ふじのくに人権宣言」は20歳！ / 静岡県人権啓発センターの紹介
- P 5 人権啓発センターライブラリーからのご案内 ～新着DVD・書籍の紹介～
- P 6 静岡県人権啓発センター令和6年度事業計画

第14期静岡県人権会議委員の紹介


五十音順敬称略

	安藤 雅之 常葉大学 副学長 大学院学校教育研究科 教授		児成 剛 NHK 静岡放送局 コンテンツセンター長		佐野 可代子 静岡県手をつなぐ育成会 常任理事
	澤野 文彦 静岡県精神保健福祉士協会 副会長		鈴木 恵子 認定NPO法人 魅惑的倶楽部理事長		洞江 秀 弁護士
	成岡 桂子 社会福祉法人静和会 静岡グループグループ長		根本 猛 静岡県人権啓発センター長		松田 直子 NPO 法人イーランチ 理事長
	山本 忠広 NPO 法人清水障害者 サポートセンター そら 理事長		ヤマモト ルシア エミコ 静岡大学 教育学部教授		

◆◆◆ 新任委員からのメッセージ ◆◆◆


 **笹原 恵**
静岡大学情報学部教授

私にとって「人権」の基礎は「殺すな」ということにつきます。アムネスティ・インターナショナルの死刑廃止ストックホルム宣言(1977)には、死刑はこの上なく残虐、非人道的かつ屈辱的な刑罰で、生きる権利を侵し、反対派や虐げられた集団に対する抑圧の手段としてしばしば行使され、死刑を科し執行することは、その過程に関わるすべての者の人間性を傷つける、とあります。この原点を袴田事件の地元で考えていきたいと思えます。

 **津田 薫**
静岡県人権擁護委員連合会会長

法務大臣から委嘱された人権擁護委員は、全国で各市町村を単位に人権相談や啓発活動を行います。人権擁護・自由人権思想の普及高揚を目的として制定された人権擁護委員法が根拠法で、昭和24年6月1日施行、この施行日を「人権擁護委員の日」とし、全国各地で特別な人権啓発活動を展開します。

人権擁護委員が人権会議に参加することでその存在をより広く認識して頂き、他の分野の方々との交流、意見交換ができることに大きな意義を感じます。宜しくお願いします。

 **灰谷 和代**
静岡福祉大学子ども学部准教授

子どもと家庭を取り巻く環境の変化や、子どもや家庭が抱える課題とニーズは、多様かつ複雑になってきています。これらの背景を受けて、今まで以上に、子どもの権利を守り、子どもたちの声を聴くために、国は2023年に「こども家庭庁」を発足させ「こども基本法」を施行しました。

誰一人取り残されない社会で、一人でも多くの子どもと家庭の笑顔を守るために、それぞれの立場や地域で、できることを共に考えて実行していきたいものです。

 **松本 敬人**
島田市番生寺会館 前館長

「地球にやさしく、人にも優しく」ありたいと、40代の頃から考えるようになりました。SDGsをめざすとともに、21世紀を人権の世紀とするためにも大切にしていきたいと思っています。様々な出来事への出くわし、未知がもたらす不安感や、思い込みから怒りを感じたり、思いやりが不足、相手を傷つけたりすることがないように心がけています。常に感謝と思いやりを持って人と接し、全国各地で見受けられる秩序と思いやりのある人々の行動を見て、日本なら実現できると思って日々を過ごしています。

令和6年4月1日から事業者にも 「合理的配慮の提供」が義務化されました

- 平成28年にスタートした「障害者差別解消法」は、障害を理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障害のある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めることなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。
- 「障害者差別解消法」の一部が改正され、事業者による障害のある人への「合理的配慮の提供」が義務化されました。(令和6年4月1日施行)
障害のある人もない人もお互いが尊重し合い、安心して暮らすためにはどうしたらよいか、日頃から考えてみましょう。
- 「障害者差別解消法」の改正に伴い、県でも「静岡県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」の改正を行い、「合理的配慮の提供」を条例に規定しました。(令和6年4月1日施行)

○合理的配慮とは？

障害のある人から何らかの対応を必要としていると意思が伝えられたときに、事業者の負担が重すぎない範囲で、障害のある人が障壁のない生活を送れるよう配慮することです。

〔合理的配慮の例〕

例えば…

飲食店で

車いすのまま着席したいです

合理的配慮 / 備え付けのいすを片付けて、車いすのまま着席できるスペースを確保した

金融機関で

難聴のため筆談をお願いしたいです。弱視なので小さな文字のメモは読めません

合理的配慮 / 本日はご利用いただきありがとうございます

ホワイトボードで筆談を行った

例えば…

販売店で

欲しい商品があるのですが、目が見えないので売り場が分かりません

合理的配慮 / お求めの商品の売り場までご案内しますね

×「不当な差別的取扱い」は以前から禁止です!

SHOP 障害のある人はおことわり
家族と一緒に来てください

合理的配慮の義務化以前から、正当な理由がなく障害のある人へのサービスの提供を拒否したり制限したりすることは、法律で禁止されています。

「合理的な配慮」と「不当な差別的取扱い」についての詳細はこちら



○建設的な対話を心掛けましょう!

障害のある人からの申出があった場合は、双方の情報や意見を伝え、話し合みましょう。
実現可能な対応策を障害のある人と事業者と一緒に考えることが重要です。

〔建設的な対話の例〕

例えば… **習い事教室で**

事業者

子どもに発達障害があり、飛行機の音が聞こえると習事に集中できない。教室を防音窓にできますか?

工事費は多額で即対応は難しい。他に音が聞こえなくする方法はないか…

普段家ではどのような対応をされていますか?

家ではイヤーマフを着用しますが、習い事では音声教材を利用することもあるのでイヤーマフを携帯させていませんでした

飛行機が通過する時間は決まっているので、その時間帯だけイヤーマフを着用するようにしましょう。職員も着用のお手伝いをします

保護者

飛行機が通過する時間は決まっているので、その時間帯だけイヤーマフを着用するようにしましょう。職員も着用のお手伝いをします

建設的な対話によって解決策が見つかった!

困った人は相談窓口へ!

「どう配慮したらいいかわからない」という事業者、「合理的配慮を受けられていない」という障害のある人や保護者は下記までご相談ください。

県総合社会福祉会館(シズウェル)4階(一社)県社会福祉士会内(静岡市葵区) 週3日(火・水・金曜日)10:00~16:00 ※祝日および年末年始除く

☎054(252)9800 ✉soudan-csw@yr.tnc.ne.jp

「ふじのくに人権宣言」は20歳！

静岡県人権会議会長（角替弘志氏(当時)）から、平成16年（2004年）12月15日に開催された「ふじのくに人権フェスティバル」において、「ふじのくに人権宣言」が発表されて、今年で20年になります。

皆さんも身近なところから、人権が尊重される社会の実現に向けて、「ふじのくに人権宣言」の取組を実践してみませんか。

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。」

この世界人権宣言第1条は、人類社会の至高の理想と私たちがいかに生きていくべきかを示しています。

その実現に向けて、人権問題の多くに内存する差別意識を解消するとともに、お互いの人権を尊重し合う社会を築いていきます。

そのために、私たちは毎日の生活の中で、次のことを実践します。

- 1 自分の人権はもちろん、他人の人権をも敏感に感じる心を養います。
- 2 日ごろから人権問題に関心を持ち、自分自身の問題として考え、行動します。
- 3 家庭や地域社会、職場などで、人権問題について話し合う機会を作ります。
- 4 個性の多様性を受け入れ、異なる個性と共存していくという意識を持ちます。

静岡県人権啓発センターの紹介

静岡県人権啓発センターでは、日常生活の中で県民一人ひとりに人権尊重の意識が定着し、誰もが幸せに暮らせる静岡県の実現に向け、県民に広く開かれた人権啓発の拠点として、次のような取組を行っています。

○人権を考えます	講演会、人権啓発イベントの開催
○人権を広めます	啓発紙「じんけん」の発行、啓発冊子「だれもが幸せに」作成 インターネット等による広報・啓発
○研修や学習を支援します	出前人権講座（講師派遣） ※講師料や交通費は不要です。 ビデオ、DVD、書籍の貸出・閲覧 ※郵送等による貸出は、返却時のみ利用者負担となります。
○リーダーを養成します	人権啓発指導者養成講座などを開催
○相談に応じます	電話相談・面接相談 月～金（年末年始・祝休日は休み） 午前9：00～午後4：30 ※面接相談は予約が必要です。あらかじめご連絡ください。 TEL 054-221-3330

★ 新着DVD

名 称	内 容
今企業に求められる「ビジネスと人権」への対応 (ロングバージョン35分52秒、ショートバージョン13分27秒)	企業が「ビジネスと人権」に関する取組を進める際に、参考となる情報をドラマ、CG、解説などで紹介。
ハラスメントの裏に潜む無意識の偏見 職場のコミュニケーション向上のヒント (24分)	登場人物の視点や立場が変化する構成によって無意識の偏見を見える化し、自分ごととして考える。
誰ひとり取り残さないための職場の人権シリーズ① よかったら「想い」を聴かせて (29分)	職場における6つの人権テーマを切り口に自分も相手も大切にコミュニケーションを考える。
性の多様性とLGBTQ+ ～誰もが自分らしく生きるために～ (28分)	性のあり方についての解説やインタビューを通して多様性を尊重した誰もが過ごしやすい社会について考える。
みんなの情報モラルⅣ アニメーションで学ぶ! スマホにかくれた闇 (18分)	なりすましによる被害、思い込みで発信、著作権侵害の事例からインターネットの特性を学ぶ。
みんなの情報モラルⅥ 情報発信の影響とその責任 (20分10秒)	不確かな情報、不用意な発信による問題事例を通して、情報の信ぴょう性や拡散について考える。
被差別部落へのまなざし 一同和問題認識の近代史一 (40分)	同和問題の近代史についての解説を軸に、文献の朗読によって近代の同和問題認識を浮かび上がらせる。
あなたは大丈夫? 考えよう! 児童虐待 (32分57秒)	児童虐待防止に関する正しい知識を身に付けるため、9つの事例を、こども向け、大人向けに分けて解説。
あなたは大丈夫? 考えよう! デートDV (29分40秒)	デートDVに関する3つの事例、解説を通して、デートDVを防ぐにはどうしたらいいか考え、学ぶ。
あなたは大丈夫? 考えよう! いじめ (28分42秒)	小学生編、中学生編の2つの事例、解説を通して、いじめへの対応、SOSの出し方、相談窓口等について学ぶ。

★ 新着書籍

<人権全般> ・みんなで知りたいダイバーシティ 第1巻～第5巻

- ・中村哲 思索と行動「ペシャワール会報」現地活動報告集成 上
- ・武器としての国際人権 日本の貧困・報道・差別
- ・学校では教えてくれない生活保護 ・トランスジェンダー問題 議論は正義のために

<女性> ・『父の支配』を乗り越えた時 娘と名字

<こども> ・こころってなんだろう ・学校がウソくさい 新時代の教育改造ルール

- ・リエゾン-こどものこころ診療所-13
- ・リエゾン-こどものこころの診療所-凸凹のためのおとなのこころがまえ
- ・がっこうのてんこちゃん はじめてばかりでどうしよう! の巻
- ・実践 包括的性教育『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』を活かす

<高齢者> ・認知症のわたしから、10代のあなたへ

- ・わたしの100歳地図 65歳を過ぎても幸せが続く鉄則 ・マンガ ぼけ日和

<同和問題> ・被差別部落に生まれて ・差別研究の現代的展開 ・人間に光あれ

<企業・CSR> ・「ハラスメント」が会社を潰す

<その他> ・エリックの赤・緑 ・マンガ レインボーkids 知ってる? LGBTの友だち

- ・王さまと王さま ・『くうき』が僕らを呑みこむ前に 脱サイレント・マジョリティー
- ・二番目の悪者 ※このほか、DVD、書籍等多数揃えています。ホームページもご覧ください。

★ 貸出に際しての留意事項

貸出申請	所定の様式 (ホームページよりダウンロード可能)
貸出数	書籍…1回につき5冊以内 DVD・ビデオ…1回につき3本以内
貸出期間	15日以内
受付時間	月曜日～金曜日 午前9:00～午後4:30 祝日、年末年始(12/29～1/3)は除きます。
	※御希望の資料が貸出中の場合もありますので、事前にお問い合わせください。TEL054-221-3330
	※ライブラリー閲覧スペースにて、視聴も可能です。
	※郵送等による貸出は、返却時の送料のみ利用者負担となります。

静岡県人権啓発センター 令和6年度事業計画

月	内 容	※詳細はホームページ等で御確認ください。
—	〈人権啓発センターの事業〉	〈人権関係カレンダー〉
4月		2日 ・世界自閉症啓発デー 2～8日 ・発達障害啓発週間
5月		3日 ・憲法記念日 5～11日 ・児童福祉週間 12日 ・民生委員・児童委員の日
6月		6月 ・男女雇用機会均等月間 1日 ・人権擁護委員の日 22日 ・らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日 23～29日 ・男女共同参画週間
7月	18日～31日：第1回人権講演会（アーカイブ配信）	7月 ・「社会を明るくする運動」強調月間 1日 ・更生保護の日
8月	6日～26日：人権啓発指導者養成講座（10講座）（アーカイブ配信） 9日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー（静岡市内・体験型） 24日：障害者スポーツ体験（「フェスタシズウエル」内で開催）	
9月		9月 ・障害者雇用支援月間 10～16日 ・自殺予防週間 15～21日 ・老人週間（15日は老人の日） 21日 ・国際平和デー
10月	2日～15日：子どもと大人の温かい絆づくりセミナー（アーカイブ配信）	10月 ・高齢者雇用促進月間
11月		11月 ・児童虐待防止推進月間 ・子ども・若者育成支援強調月間 ・過労死等防止啓発月間 12～25日 ・女性に対する暴力をなくす運動 25～12/1日 ・犯罪被害者週間
12月	人権週間を中心に インターネット広告、ポスター等による啓発広報 6日～26日：企業と人権セミナー（アーカイブ配信） 17日：ふじのくに人権フェスティバル（藤枝市内・静岡県人権啓発ネットワーク協議会主催）	1日 ・世界エイズデー 3～9日 ・障害者週間 4～10日 ・人権週間 10日 ・人権デー
1月		
2月		
3月		3月 ・自殺対策強化月間 3～9日 ・愛の援聴週間
〔日程調整中〕 第2回人権講演会		

※アーカイブ配信は、事前収録した講演会(講座)を期間限定で「YouTube」に公開します。

年間を通した
取組

- ☆啓発紙「じんけん」発行（3回）
- ☆講師派遣（出前人権講座）
- ☆「だれもが幸せに」、「人権リーフレット」等の資料提供
- ☆ホームページによる情報提供
- ☆ビデオ・DVD・図書等の貸出し・閲覧
- ☆人権相談

令和6年8月発行

（令和6年度法務省委託事業）

静岡県健康福祉部福祉長寿局地域福祉課人権同和対策室（静岡県人権啓発センター）

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-70 静岡県総合社会福祉会館内

TEL 054-221-3330 FAX 054-221-1948

email jinken@pref.shizuoka.lg.jp

ホームページはこちら▶

静岡県人権啓発 検索

